

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第541号)

平成20年4月30日

横 情 審 答 申 第 541 号

平 成 20 年 4 月 30 日

横 浜 市 長 中 田 宏 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
く 諮 問 に つ い て (答 申)

平 成 19 年 10 月 11 日 ま ち 建 環 第 965 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し
ま す 。

「 2007 年 6 月 お よ び 7 月 の 建 築 審 査 会 に 報 告 し た 、 特 定 会 社 と 結 ん だ 地
元 5 自 治 会 ・ 連 合 自 治 会 と の 協 定 書 」 の 非 開 示 決 定 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ
い て の 諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「2007年6月および7月の建築審査会に報告した、特定会社と結んだ地元5自治会・連合自治会との協定書」を非開示とした決定において、協定を締結した団体の代表者の印影を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「2007年6月および7月の建築審査会に報告した、特定会社と結んだ地元5自治会・連合自治会との協定書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年9月7日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、特定会社（以下「本件事業主」という。）が特定地区における建築物（以下「本件建築物」という。）の建築計画（以下「本件建築計画」という。）を進めるに当たって本件事業主と本件建築計画地周辺の地区連合町内会、自治会及び町内会（以下「地元自治会」という。）との間で締結された協定書の写しである。横浜市市街地環境設計制度（以下「環境設計制度」という。）においては、事業主に対し建築計画についての自治会町内会の同意を得ることは規定しておらず、自治会町内会との協定書の締結を許可の条件とはしていないが、横浜市建築審査会（以下「建築審査会」という。）においては地元の意向に大きな関心が持たれることが通例である。そのため、本件事業主は、建築審査会説明資料に地元自治会と協定を締結した旨を記述し、それが事実である証拠として、所管課であるまちづくり調整局建築審査部建築環境課に任意で本件申立文書を提出したものである。

なお、本件の協定が締結されたことについて、平成19年6月29日及び同年7月27

日に開催された建築審査会において口頭にて報告したが、本件申立文書の写しは提出していない。

(2) 条例第7条第2項第3号の該当性について

本件申立文書は、本件事業主が事業を遂行する上で、その内容が地域のまちづくりに資するものとなるよう、さらには事業の円滑な進ちょくを図るために、地元自治会と締結した協定であり、事業に係る地元自治会との合意事項が具体的に記載されている。したがって、これを開示することにより、当該法人が他の地域で実施する事業活動に支障を及ぼすおそれがあることから、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。

(2) 本件処分は条例第7条第2項第3号アに該当するとして非開示としているが、これは以下のとおり成立しない。

ア そもそも情報公開とは、国民主権の理念にのっとり、情報の一層の公開を図り、もって行政活動の内容を市民に説明する責任を全うするためであり、本件申立文書は、原則的に開示されるべきであって、非開示は限定的に解釈されなければならない。

イ 条例第7条第2項第3号では、「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は非開示とすることができないとされている。本件申立文書は、地元住民の生命、健康、生活さらには財産に多大な影響を与える、大規模集合住宅の建設に関わる情報であって、そもそも非開示が認められる場合ではない。

ウ 実施機関は、「当該法人の事業活動を損なうおそれがある」とするが、なぜそのような理由が成立するのか理解不能である。本件申立文書は、まさに「当該法人の事業活動」を推進するための文書である。「損なうおそれがある」とするなら、その具体的根拠を明らかにしなければならない。

エ また、「当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある」との説明も理解し難い。本件事業主は、公に本件建築計画を進めており、その事業が地元住民の生活等に重大な影響を与える可能性があるものであるから、

まさしく情報の一層の公開が図られなければならず、これに関わる行政活動の内容について、実施機関は市民に説明責任がある。その意味で、本件申立文書を公開しても本件事業主の権利や地位に、害を及ぼすおそれは考えにくい。

(3) 地元自治会に所属する住民は、この協定書の存在を知らず協定内容ももちろん知らされていない。従って、内容の開示を求める。本件建築計画地の近隣住民は、「協定書」なるものの詳細内容を知る権利がある。

(4) 今回の横浜市の措置は、情報公開法の精神を踏みにじり、本件建築計画地の近隣住民や私の知る権利を剥奪するものであり、行政の不公正で独断の措置である。以下、順をおって私の主張の根拠を記す。

ア 一般市民が行政の措置の方法や、建築基準法（昭和25年法律第201号）の知識が不足していることをいいことに、横浜市の行政は、合法であるという条文を見つけ出し、特定行政庁の裁量であるとして、裁量権を逸脱した行為を続けている。

イ 2007年7月の建築審査会の議事録によると、本件建築計画地は、この審査会が土壤汚染されていることを取り上げ、それに対して行政サイドは、工事中に汚染土壌が排出されれば適法に処置する、と回答している。また、計画地に隣接して踏切があり、交通渋滞の可能性が大だ。建築審査会でも計画地内の駐車場数を減らせないのかと、疑問を呈している。ここでも、行政は本件事業主の言い分を述べることにとどまり、交通問題について本件事業主と警察との協議は終わっている。と返答したにすぎない。横浜市は本件事業主の言い分のみを採用し、委員の質問に、本件事業主側の交通量調査では問題がない、という返答をしていた。

ウ 本件建築計画全体について、横浜市はすでに認めた。実際の建設工事が始まり、周辺一帯が交通渋滞に陥り、学童の交通事故が多発したら、横浜市の行政責任をどうするつもりなのか。この計画は地域周辺に多大な影響を及ぼし、将来本件建築計画地内に居住する人は、相当数がこの危険な踏切を利用することになる。

エ 本件建築計画に関しては、市役所サイドは本件事業主の言い分を丸のみし、なんとか本件建築物を本件事業主の計画のまま建てさせることに汲々としてきた。議会は市民の代表であるとされ、市議会の議長と本件事業主の社長が友人関係にあるということが事実であるとする、横浜市議会がこの計画に反対する心配はない。

腐り切った横浜市。情報公開についても行政の持っている情報をなるべく公開しない方向である。

- (4) 実施機関は、「自治会の同意を得ることは規定しておらず」と説明しているが、本件申立文書はなぜ横浜市に提出されたのか。建築審査会では、反対をしているという計画が同意されたことはない。地元が賛成していることは重要なことであり、証拠であるので、本件申立文書はきわめて重要な文書だと認識している。ある自治会での説明会では、全員が反対しているが、それを行政は知らないと言っている。地元住民が反対しているのに、地元と共生しないマンションなどありえない。

5 審査会の判断

(1) 環境設計制度について

環境設計制度は、横浜市の街づくりの目標及び地域住民等による地域まちづくりの目標に整合する建築物で、建築主が敷地内の適切な場所に適切な形態の歩道、広場など一般の人が自由に利用し、又は通行できる空気を設けて都市環境の整備向上に努めた場合などに、容積率の制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、高度地区（最高限）制限等の緩和を行うものである。実施機関が環境設計制度に基づく申請を許可するに当たっては、建築審査会が同意することが条件となっている（建築基準法第59条の2など）。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件事業主と地元自治会との間で締結された協定書の写しであり、協定事項並びに協定を締結した団体の代表者の肩書、氏名及び印影が記録されている。

環境設計制度では、自治会町内会との協定の締結及び協定書の提出を許可の条件とはしていないため、本件事業主は、地元自治会と任意で協定を締結し、任意で本件申立文書を実施機関へ提出したものと認められる。また、建築審査会の議事録によれば、本件建築計画に係る議案の審議は公開で行われており、本件事業主と地元自治会との間で協定が結ばれていること及びその協定事項の一部が口頭で報告されていることが認められる。

(3) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件事業主と地元自治会との協定事項が具体的に記録されている本件申立文書を開示すると、本件事業主の事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、本号アに該当すると主張しているため、平成20年3月14日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件申立文書については、建築審査会への説明に正確を期するために取得したものであり、本件事業主から提出された際に、上記以外の目的で公開しないでほしいとの要望があったこともあり、文書全体を非開示とした。

(イ) 環境設計制度の適用を許可するに当たっては、計画地周辺の住民等に対する説明及び意見聴取を行うことを条件としているが、当該住民等と協定を結ぶことまでは条件としておらず、実際に協定が結ばれていることはほとんどない。また、計画地周辺の住民等が当該計画に賛成していることが望ましいが、たとえば反対していたとしても、環境設計制度の適用要件が整っていれば建築審査会は同意している。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 本件事業主と地元自治会との間で協定が締結されていることは、建築審査会の議事録に記録されており、建築審査会において傍聴人等に配付された資料には協定事項の一部の情報が記録されていることが認められる。これらのことから、本件申立文書の存在及び協定事項の一部は既に公にされているものと考えることが相当である。

(イ) また、当審査会が本件申立文書を見分したところ、建築審査会の配付資料に記録されているもの以外の協定事項については、当該資料に記録されている情報から推認できるもの、協定を結ぶ際の定型的な事項等であることが認められた。

(ウ) 本件申立文書の一方の締結者は地元自治会であることから、当該自治会の構成員は、当然、協定事項を知ることが予定されているものである。本件における地元自治会の範囲は地区連合町内会という広範囲にわたることから、本件申立文書は、多数の者に知らせることを予定していた情報と見ることが妥当である。

(イ) 実施機関は本件事業主が他の地域で実施する事業活動に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、上記(ア)から(ウ)までのことから、本件申立文書に記録された情報が実施機関が主張するようなおそれがあるものとは認められない。

(オ) したがって、本件申立文書は本件事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、本号に該当しない。

(4) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本号該当性を主張していないが、当審査会としては、協定を締結した団体の代表者の印影について、次のように判断する。

協定を締結した団体の代表者の印影は、それぞれ本件事業主である法人の代表者及び地元自治会の会長に係る情報であると認められる。本件事業主である法人の代表者の印影は、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして当該法人の財産の保護に支障が生じるおそれがあり、地元自治会の会長の印影については、一般に預金通帳など当該団体の財産管理のために使用されているものであることから、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該団体の財産の保護に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を非開示とした決定において、協定を締結した団体の代表者の印影を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年10月11日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成19年10月15日 (第48回第三部会) 平成19年10月25日 (第116回第一部会) 平成19年10月26日 (第114回第二部会)	・諮問の報告
平成19年11月7日	・異議申立人から意見書を受理
平成20年1月11日 (第118回第二部会)	・審議
平成20年1月22日 (第119回第二部会)	・審議
平成20年2月8日 (第120回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成20年2月22日 (第121回第二部会)	・審議
平成20年3月14日 (第122回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成20年3月28日 (第123回第二部会)	・審議
平成20年4月11日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成20年4月16日 (第124回第二部会)	・審議